

# 任期付審査官座談会

特許庁では、より高いレベルでの迅速・的確な特実審査実現のための一施策として、平成16年度に98名の任期付審査官を迎えますが、その先駆けとして、昨年度、既に3人の方が入庁されており、この5月でちょうど1年になりました。今回は、そのお三方にお集まりいただきお話を伺いました。

## 特許庁入庁まで

司会 それでは早速、座談会の方を始めさせていただきます。本日は、昨年度に入庁されました任期付審査官の方々に、入庁されてほぼ1年がたつということで、この1年間の経験を振り返りまして、ご感想・ご意見があれば、お願いしたいと思っています。

それで、まず最初に簡単に入庁までの経緯をお聞かせください。

小齊 大学院を修了後に、大阪の化学メーカーに入りま

して、そこで最初から知的財産の仕事に従事することになりました。といいますのも、大学院のときから非常に知財関係に興味を持っていて、就職活動自体、知財に絞って活動をしていました。

その会社の知財部で出願から権利活用まで一通りの知財業務を経験しました。丸5年間勤めまして、自分の専門性をより高めることができる環境があれば、と思っ  
て転職活動を始めたところに、特許庁からたまたま任期付審査官の採用の案内があったということで、こちらに応募することにしました。

時田 私は大学を卒業した後に、ガラス関係の会社に入りまして、そこで約6年間、主にガラスの組成に関する研究開発をしていました。その後、約14年間特許、知財関係の仕事をしました。

知財関係の仕事では、先ほど小齋さんもおっしゃいましたけれども、出願から権利化、訴訟、技術契約、特許の管理と一通りのことをやってきました。私は平成10年に弁理士試験に合格しましたが、その会社では弁理士



小齊 信之  
(こさい のぶゆき)  
所属審査室：  
特許審査第一部ア  
ミュージメント  
前歴：  
化学メーカー知的  
財産部に勤務  
弁理士



時田 稔  
(ときだ みのる)  
所属審査室：  
特許審査第三部  
無機化学  
前歴：  
特許事務所勤務  
弁理士

登録はしておりませんでした。そして、平成14年までその会社にいたんですが、トータルで20年その会社にいるということになりましたので、今度は資格を生かして代理人としてそろそろ働いてみようかなと思い、平成15年に特許事務所の方に移りました。

そして、そこで数カ月間弁理士として働いていたときに、日本弁理士会の方から、特許庁が弁理士資格者を対象に、5年間の任期付審査官を募集しているという話を聞きました。私は、会社にいたという経験があったものですから、会社では審査について早くしてほしいという要求があることを経験しておりましたので、少しでも役に立てればいいかなと思いました。

また、明細書を書き始めていたところでしたけれど、実際にどのように審査をやるかというのは、なかなか経験できない分野でありますので、自分自身そういう経験もして、審査がどのように行われるかが分かった後に、また代理人として働ければ強い、あるいは早期に権利化できるというような明細書等を作成できるんじゃないかと思ひ、入庁を決意しました。

岸本 私は17年間、三洋電機の方で技術者として、発明者の立場で働いていて、技術開発に携わる中で、特許がやはり重要だなということで、いろいろなライセンスの問題とか、侵害とか、いろいろ経験する中で、特許の重要性を感じていました。

あともう一つが、やはり日本の審査といいますが、審査だけではない制度的な問題があると思うのですが、やはり審査が遅いというのがあって、どうしてもアメリカの方が早く特許されて、それをベースにいろいろライセンスの話とか、侵害とか非侵害という話をしますので、

やはり日本の特許制度も早く、日本の特許の審査結果をベースに話ができればいいのになと感じて弁理士の勉強を始めました。

合格したのが2001年でちょっと前なんですけれども、会社の方では、知財の方にそろそろ異動させてほしいなと希望はしていたんですけど、異動をする前に、特許庁の方から弁理士会を通じて、今回の任期付の審査官の募集がありましたので、大変いい、まずあまり経験できないような機会だ、ぜひともこれはやってみたいということで応募しました。

## 審査について

司会 どうもありがとうございます。皆さん、そのような動機を持って特許庁に入ってこられたのですが、この1年間、特許庁で業務に携わっての印象や、感想をいただけますでしょうか。例えば、現場の雰囲気は今まで働いてこられたところとどう感じるか、などについてあればお願いします。

小齊 そうですね、世間一般ではだいたい公務員とすごく堅いというイメージがあるかと思うのですが、私の審査室は非常に気さくな方が多くて、雰囲気という意味でいくと、そんなに前の職場と変わらないかなと。ものすごくギャップがあるということはあまり感じなかった、というのが正直なところです。

審査の仕事の性質上、1日中書類と画面に向かって一言もしゃべらず仕事をしているイメージがあったのですが、ところが、私の審査室が特にそうなのかどうか分からないのですが、意外と周りの他の審査官と協議をするということが非常に盛んに行われていることが、入る前には知らなかった世界ですね。

司会 実際に業務自体をやられてみていかがでしょうか。

岸本 一つには、特許を付与するというのは大変難しいと思います。拒絶理由があれば、それは拒絶理由通知を出すということで結論は早いんですけど、特許をする場合には、本当に拒絶理由がないのか、もしかするとあるのではないかと確信が持てないままに判断を下しているところが少しあります。今は指導審査官との合議で何とかやっているという感じです。今後は技術に精通すれば、一人できちんと判断ということになるとは思うんですが、ある意味、進歩性が従来技術に対してどれだけあ



岸本 泰広  
(きしもと やすひろ)  
所属審査室：  
特許審査第四部  
インターフェイス  
前歴：  
三洋電機(株)勤務  
弁理士

るということを認定するというのは、非常に難しいと感じています。

それから、やはり拒絶理由についても、出願人の意向とはちょっと違うだけけれども、権利範囲としては拒絶理由が含まれているので、そこをうまく論理を説明しながら出願人に納得いただくような形で、拒絶理由を書くというのは、拒絶理由が送られて来て読んでいる側の立場とはだいぶ違うなというように感じています。

司会 例えば分類付けとか、サーチ業務についてはいかがでしょうか。

時田 入庁当初は、サーチ端末はたくさんあるなあと思いましたけれども、審査官も多いわけですから、今は逆に少ないなと思っています。

また、サーチをやっていると感じたことは、企業にいますと例えばPATOLISとか、商用のデータベースを使うことが多いと思うんですけれども、時間単位でお金がかかってくるという問題がありますので、よい表現ではありませんが、じっくりサーチできないようなこともあります。特許庁ではある意味では当然といえば当然なんでしょうけれども、しっかりしたサーチができるという違いを感じましたね。

あと、出願の分類付与もちょっと難しいところがあります。会社でサーチをする場合は、最初は国際分類（IPC）を考えて、その後に、Fタームとかキーワードを考える場合も多いと思うんです。しかし、分類が違っているとサーチしづらく、審査官サイドと企業サイドとで出願の分類分けで少し違っているような感じを受けましたね。

岸本 会社での技術の開発というのは、どうしてもやはりグループでやっていくということがあるんですけれども、審査の業務も、審査官補のときは指導審査官と頻繁に合議というのができるので非常にいいなと思うんですけど、審査官になってしまうと、審査官同士ではなかなか議論する機会が仕事の性質上少ないのかなと感じています。今までの会社での、議論により重点を置いているのは少し違うなと感じます。

司会 次に、以前に皆さんは、それぞれ企業や、弁護士事務所などで資格を持ちながらやっておられたわけですが、これまでの仕事と、審査官の仕事を比較して、具体的にどういう点が違うと思われるでしょうか。

時田 やはり拒絶理由を出す側と受ける側というのは、大きく違いますね。

出願は、当然最初は出願人の方から行うんですけれども、審査の段階では、審査官がはじめに拒絶理由を出すという作業がある点で違いがあると思います。そして、拒絶理由を受けた出願人は、審査官がどのぐらいまで発明を認識しているのかということ考えながら、ある意味では手探り状態で例えば意見書や補正書を作っていくという作業になります。

また審査官としては意見書、補正書が出てきた場合に、確かに出願人の言っていることも一理ある、しかしそれで本当に特許査定ができるのか、と考えていくということが非常に悩ましいなあ、今は感じていますね。まだまだ審査件数が少ないので、これからもっと経験すれば審査の感覚というのが養われてくるのかなとは思いますが。

司会 例えば仕事における効率化の考え方などにも、ある程度違いがあるのではないかなと想像しているんですが、その点はいかがでしょう。

小齊 そうですね（笑）、難しいですね。特許の仕事というのは、結構締め切りはすごくシビアなところが多いですね。会社に行っても拒絶理由の対応であるとか、審判請求の対応や、全部期日が当然決まっているわけで、1日も遅れてはいけないというのは、担当者としては常に頭に入っているんですが、審査は、そこまで期限が厳格に要求される部分ばかりではないという気がしてしまっていて、ちょっとその辺は違いがあるかなという印象です。

時田 小齋さんがおっしゃったように、企業や特許事務所だと締め切りがシビアな部分もあると思います。けれども、特許庁でも、今の段階では滞貨が非常に多いので、締め切りがあるわけではないんですけれども、効率的な審査というのが要求されていると思います。

ほかの公務員はちょっとよく分からないですけど、高い効率性が求められているという意味では、期限が課されているのに近いかなと思います。

司会 やはり今、おっしゃる通り、効率化を図ることで作業を迅速に審査していくということがまさに求められていると。審査によって効率化を図っていくには、どうすべきかということについては、何かご意見はございますか。

時田 直接は関係ないのかもしれないですけど、自分が審査を担当した出願の技術について、周りの人に聞いたら、似たような審査を以前にやったよとかというよう

な話が出てきたりするので、そうするとそのときの資料を見せてもらったりすると、近い技術がすぐに見つかったとかというようなことがあると思うんですね。こういうことは話をしないと分からなかったですよ。

司会 そういうのは、先ほど岸本さんがおっしゃったコミュニケーションの問題もありますね。

時田 コミュニケーションばかりとっているわけにはいかないですが、他の審査官がどのような審査をやっているのかというのが、ある程度把握されているといい部分もあるのかなと思います。

岸本 確かに私の場合は、審査第四部で電気関係なんですけれども、要は材料とかそういうところの話が出てきて、それはやはり実際は三部の方とかにいろいろ聞いた方がいいんですけど、誰に聞いたらいいのかというのは経験も必要なんです。これだったら誰に聞けばいいというのが分かってくれば、少しは効率よくできるのかなと思います。

司会 実際の審査の技術レベルは、かなり高いと感ぜられることはありますか。

時田 そうですね、私がやっている技術はガラスの組成とガラスの表面処理の関係ですが、特にガラスの表面処理というのは、ガラスの表面をいろいろな方法で処理したり、ガラスの表面に被膜を付けたりするものですが、それをいろいろな用途に使いますので、いろいろな技術と関係してきて、結構幅広い技術の知識が要求されるころだと思っています。

### 審査官に求められるものとは

司会 実際に審査官としてやっていく上で、どういった観点が必要なのか、どういう素養が一番必要かという点は、どのように感じられていますか。例えば質やスピードを確保する能力、法律的な面とか、技術的な面での素養、それから公平性、中立性とか、出願人とのコミュニケーション能力などがあると思いますが。

岸本 これは難しいと思うんです。さっきの効率化と関係するんですけど、特に面接審査とかをやられていますよね。あれは非常にいいと思うんです。審査だけではなくて、技術面での説明に来られるということもあると思うんですけど、そういう意味ではコミュニケーション能力というのは必要なんでしょう。やはり書類だけでやりとりをしていては、なかなか意思疎通がうまくい

かないものもありますので、面接というやり方も有効だと思います。

ただ、頻繁に出願人の方と電話をしてやることは非常にいいことですが、今はやはり自分はまだまだそこまでできないので、早くそういう形で進めていきたいなと思っています。

司会 審査業務に従事されてまだ1年ですが、これからどういった点で経験を積んでいきたいと考えていらっしゃいますか。

小齊 今担当している分野については、とことん技術に詳しくなって、私に完全に任せてもらえるだけの力をつけていきたいです。あとは、質を確保しつつ、残り4年間の間に、少しでも多くの案件について審査ができればなと思います。

時田 1年間やってきて、今までは、拒絶理由を書くにしても、自分の考えた論理を書面に表すような形だったんですけど、今後は、さらに進めて出願人あるいは代理人の立場に立った拒絶理由が書けるといいなと思っています。拒絶査定もそうなんですが、審査官が思っていたことがそのまま出願人に伝われば、出願人からこちらの意図した答えが返ってくると思いますので、そうすれば、拒絶理由は1回で済むケースも増えてくるのかなと思います。やはり何回も拒絶理由を出したりするのは非効率的かなと思います。当然、発明の本質的部分で争うことが必要な場合もあるとは思いますが。

効率的という面では、出願人あるいは代理人でも、分かりやすい明細書を書いてもらうというのがやはり必要なことだとは思いますが。わかりやすい文章はどの立場に立っても必要なのかなと感じています。

岸本 今、特許庁全体としては審査すべき案件が多いという課題があるので、少しでも審査してその処理に貢献できればと思います。私自身として身に付けるという点では、発明を見たときに、やはり何が特許されるべきもので、何が特許できなくて拒絶だとかいう、そのやはり判断について習熟したいです。拒絶理由があるから何でも拒絶ということではなくて、こういうものでは拒絶で、こういうものが特許だということが明確に出願人側ときちんとお話しして進めるような形が理想です。発明のいいところを権利化して、その権利がやはり1つは明確であるということと、それが安定的な特許ということで、それが後々、産業界の中で活用されるような特許を付与したいと思っています。

## これからについて - 抱負 -

司会 将来的には審査官としての経験を生かして、庁外でも活躍していただくということになると思いますが、そういった将来の目標や抱負はございますか。

小齊 5年の任期が終わるときには、出願人の立場での経験と、特許庁での審査業務の経験とがちょうど半々になるのですが、両方の立場での経験を活かして、また知財業界で仕事をしていきたいと思っています。

時田 私は、審査官だった経験を生かすという点では、小斎さんと同じなんですけれども、今度は代理人になって、出願人のサポートをするという立場を考えています。そこで、今まで以上に審査官だったらどう考えるんだろうかということを考えていきたいと思っています。

また、審判官という経験はないですけれども、審判官だったらどう考えるんだろうというようなことも考えながら、出願人のサポートをしていければいいなと考えています。

岸本 具体的にはまだ決まっていらないんですが、1つ考えているのは、やはり特許の権利の活用ということですよ。ただ単に権利を持っているからということだけではなくて、業界とかその産業の中で活用される場面で力を尽くしていきたいなと思っています。それはやはりライセンスの契約や、特許の流通という場面で、きちんと特許の価値がある程度評価できるような力を身に付けて、ライセンス等契約に携わっていきたいなと思っています。

## 新しい仲間へのアドバイス

司会 最後になりますが、この5月からまた新たに任期付きの審査官の方が入ってこられます。同じ庁外での経験を持たれている審査官という立場で、何かアドバイスをいただけないでしょうか。

小齊 アドバイスという話にはならないですけど、去年3人で入庁して、そのまま3人のままなのかなという気もしていたのですが、非常に大勢になるということで、ある意味心強いなと感じております。

岸本 皆さん、技術の面では、それぞれ

の分野でやはり非常に知識豊かな方々だと思います。発明を生んでいくというところでは非常に活躍された方だし、その技術のレベルは非常に高いと思うんですけど、権利化するということは特許法などの法律的な観点に基づいて権利化をするということなので、そういうところをぜひとも特許庁における業務を行う中で、それぞれ身に付けられたらいいのかなと思います。その場合、技術の面と法律の面の両方の知識を同じように身につける必要があるのではないかと思います。

時田 我々のときは、弁理士の資格を持っているという3人が入ってきたわけですが、今年からは、それに限らず企業の研究者であった方とか、さらに違った経験をお持ちの方が入ってくるということで、その人たちはやはり今までの経験のプライドを持って仕事をさせていただければいいかなと思っています。

だからといっておごる必要はまったくなくて、審査官であっても、入庁2年目までは審査官補という形になりますので、審査官としての経験の差はやはりありますので、ある意味では謙虚になって分からない部分は聞いていく必要があるのではないかなと思います。

今まで企業で特許に携わっていた方でも、拒絶理由あるいは拒絶査定という行政処分をするという立場は初めてだと思いますので、その辺は新人という気持ちが大切かなと思います。

司会 なるほど、分かりました。本日はどうもありがとうございました。

担当：仲間 晃、谷口 信行、所村 美和

